

犬はマナーを守って正しく飼いましょう!

町民課 生活環境係 Tel.2・1213

■ 放し飼いはダメ!

飼い犬は、必ず係留（鎖などで繋ぎ止める）するか、檻などで囲い、外へ出さないようにして飼うことが義務付けられています。街から離れているから、人に馴れているから、おとなしいから大丈夫のような理由で、放し飼いにしている方がいますが、絶対に止めましょう。

また、町では野犬の捕獲を行っています。放し飼いをしている場合、飼い犬との区別がつかず捕獲することもあり、本来の業務の妨げになることもありますので、絶対に止めましょう。

■ 散歩はマナーを守って!

犬を散歩させることは、犬にとってストレスの発散になり、適度な運動をすることで、犬の健康にも人の健康にも良いことです。しかし、気持ち良く散歩していても犬のフンがあちこちにあるのは、せっかくの散歩も不愉快になってしまいます。犬を散歩させるときは、必ずビニール袋等を持参し、フンの始末をしてください。これは最低限のマナーです。

また、犬を放して散歩をしている方もいますが、繁殖期などには普段と違う行動をとったりもします。通行人や他の犬の迷惑にならないよう必ず鎖などでつないで散歩しましょう。

■ 狂犬病予防注射を受けてください!

4月に全町で狂犬病予防接種を実施しましたが、まだ飼い犬に注射をされていない方は必ず受けてください。

※4月に注射を受けた犬については必要ありません。

■料金 狂犬病予防注射 3,040円

※往診を希望される方はご連絡ください。(往診料500円別途)

7月5日(日)	
山内商店前(栄)	9:00 ~ 9:10
若佐コミセン前	9:20 ~ 9:30
知来公民館前	9:50 ~ 10:00
仁倉公民館前	10:20 ~ 10:30
浜佐呂間活性化センター前	10:50 ~ 11:00
幌岩公民館前	11:10 ~ 11:20
富士消防車庫前	11:30 ~ 11:40
若里浜児童公園前	11:50 ~ 12:00
町民センター前	13:30 ~ 13:50
農協スタンド横	14:00 ~ 14:20

ねんきん定期便

ねんきん定期便を受け取られた皆さまへ
社会保険庁からのお知らせ

年金記録問題につきまして、皆さまにご迷惑をおかけしてまいります。改めて心よりお詫び申し上げます。

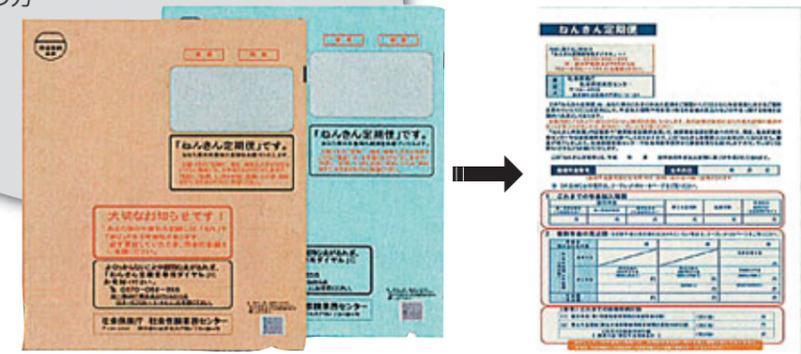
この問題の解決のため、新たに、4月から現役加入者の皆さまに誕生月に「ねんきん定期便」をお送りしています。引き続き、皆さまのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

「ねんきん定期便」とは

年金記録を定期的にご確認いただけるよう、国民年金・厚生年金の現役加入者の方にお送りするものです。

平成21年4月から、2色の封筒により、誕生月にお送りしています。

- オレンジ色の封筒：年金記録に「もれ」や「誤り」のある可能性の高い方
- 水色の封筒：それ以外の方



オレンジ色の封筒の方は同封のお知らせもご確認ください。

<お知らせ1>

年金加入記録に結び付く可能性のある記録のお知らせ

コンピューターでの名寄せ作業によって、年金加入記録に結び付く可能性のある記録が見つかった方には、記録の一部を記載したお知らせを同封しております。(オレンジ色の封筒で送付)。十分にご確認いただき、ご自身の記録である場合には、回答票にてご回答をお願いいたします。

<お知らせ2>

標準報酬月額に誤りのある可能性のある記録のお知らせ

「ねんきん定期便」でお知らせした標準報酬月額に誤りのある可能性のある方には、実際とは違う金額に引き下げて訂正されている可能性がある部分を朱書きしたお知らせを同封しております(オレンジ色の封筒で送付)。十分にご確認いただき、その結果を回答票にてご回答ください。

ねんきん定期便で確認できることは

- ◆これまでの年金加入期間(共済組合の期間は記載していません。)
- ◆加入実績に応じた年金見込額(年金受給者(支給停止の方も含む)の方は記載していません。)
- ◆年金加入履歴(共済組合の期間は掲載していません。)
- ◆これまでの保険料納付額
- ◆国民年金保険料の納付状況
- ◆厚生年金保険の標準報酬月額等の月別状況
- ◆ご自分の年金記録等についてご確認ください。

確認した後の手続きは

- 「ねんきん定期便」に「年金加入記録回答票」(青色・白色)を同封しています。
- 青色の方「もれ」や「誤り」がある場合も必ずご回答ください。
- 青色の回答票は、「ねんきん特別便」にご回答いただけない方や、標準報酬月額に誤りのある可能性がある方などに同封されています。
- 白色の方「もれ」や「誤り」がある場合

合のみで回答ください。

※「ねんきん特別便」において「もれ」や「誤り」の記録訂正のご回答をいただいた方におかれましては、改めてご回答いただく必要はありません。

なお、記録訂正の調査結果がお手元に届いていない方におかれましては、当該記

録は「ねんきん定期便」には反映されていません。調査結果につきましては、恐れいりますが、今しばらくお待ちくださるようお願い申し上げます。

ねんきん定期便に関するお問い合わせは

「ねんきん定期便専用ダイヤル」まで
0570・058・555
(ナビダイヤル)
※IP電話、PHSからは、「03・6700・1144」
■受付時間
月曜～金曜
午前9時から午後8時まで
第2土曜日
午前9時から午後5時まで

※「ねんきん特別便」に関するお問い合わせもお受けいたします。
※月曜日などの休日明けや「ねんきん定期便」が届いた直後などは、電話が混み合い繋がりにくくなることがあります。
※番号をよくお確かめの上、おかけください。

町有物件を売却します

■売却物件

旧教員住宅 179号

○土地 住所…佐呂間町字栄3番地の38

地目…宅地

面積…330.99㎡

○建物 構造…木造平屋建

延床面積…59.62㎡

建築年月…昭和48年11月

■最低予定価格

290,000円（土地・建物・用地測量代）

■売却条件

①町内に住所がある人、または町内に在住予定（売却までに住所を移動する）の人。

②転売目的による購入は禁止とする。

③売買契約・所有権移転登記に要する費用については購入者の負担とする。

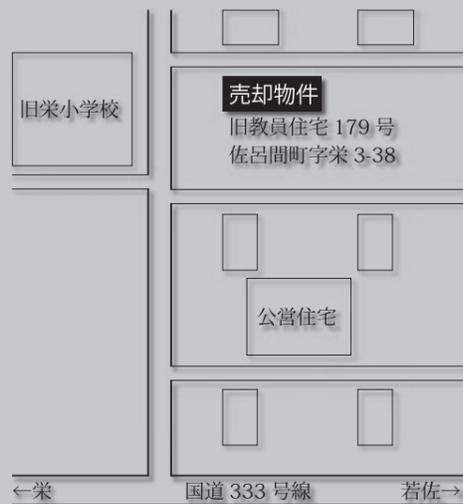
■申込期限

平成21年6月30日（火）までに総務課管財係へ申込書を提出願います。（申込用紙は総務課管財係に用意しています。）

※申込者が多数の場合には入札を予定しています。

■お問い合わせ

役場 総務課 管財係 TEL 2・1211



介護保険料について
保健福祉課 介護保険係
TEL 2・1212

介護保険制度は、40歳以上の方に納めていただく保険料などを財源として、介護が必要な高齢者とその家族をみんなで支えていく制度です。

平成21年度の介護保険料（65歳以上の方）につきましては、7月上旬にお知らせいたします。安心して介護サービスが利用できるよう保険料の

納付にご理解、ご協力をお願いいたします。

納付にご理解、ご協力をお願いいたします。

納付にご理解、ご協力をお願いいたします。

納付にご理解、ご協力をお願いいたします。

4月・6月・8月（仮徴収）に年金から引き去りました保険料額を除いた金額を10月・12月・翌年2月で徴収させていただきます。

■介護保険料の減額について
町では、保険料段階の第1段階及び第2段階の高齢者世帯（世帯全員が65歳以上）のうち、低所得者の方を対象に保険料の減額を行っています。

○減額の対象とされる方
▼第1段階

老齢福祉年金受給の方のうち、低所得者と認められる方
▼第2段階
町民税非課税世帯の方のうち、低所得者と認められる方（課税年金収入額＋合計所得金額 ≤ 80万円／年を満たす者）
▼第3段階から第7段階の方は減額の対象となりません。

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）のお知らせ

平成20年から始まりました長寿医療制度（後期高齢者医療制度）に加入されている方の、納入通書または口座振替による保険料の支払いが、7月から始まります。今年度の保険料額につ

いては、7月に個別に通知される「保険料額決定通知書」によりご確認ください。

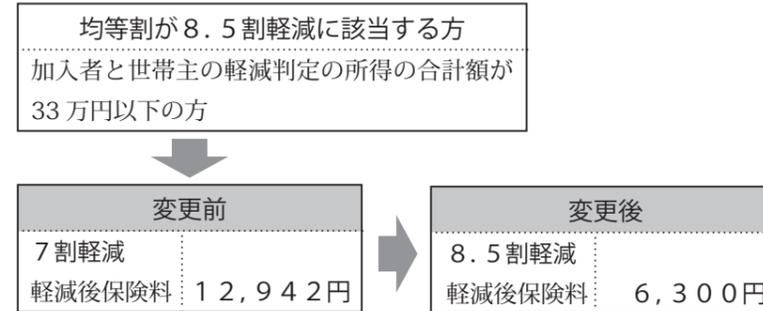
なお、保険料を年金から直接お支払いされている方は、4月の年金より仮徴収額として納付されています。

平成21年度の保険料の支払いと軽減の一部変更について

保険料の軽減の一部変更について

政府は、保険料の軽減について、次のとおり一部見直しを決め、均等割の「7割軽減」対象の方は昨年度に引き続き「8.5割軽減」へと変更になりましたのでお知らせします。

なお、対象になる方には見直し後の保険料額で「保険料額決定通知書」を通知しますので、改めて手続きをいただく必要はありません。



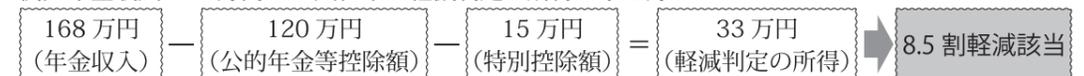
※8.5割軽減に該当する方で、世帯の加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない場合は、9割軽減の該当となります。
※今回の変更で、均等割の7割軽減を受けられる方が8.5割軽減となるのは、平成21年度の保険料のみです。

保険料の軽減について

均等割の軽減 所得に応じて、均等割43,143円が次のとおり軽減となります。（軽減は、加入者と世帯主の所得の合計で判定します。加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。）

所得が次の金額以下の世帯	平成20年度の均等割		平成21年度の均等割	
	軽減割合	均等割額	軽減割合	均等割額
33万円かつ加入者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない	8.5割軽減	6,300円	9割軽減	4,300円
33万円	8.5割軽減	6,300円	8.5割軽減	6,300円
33万円＋（24万5千円×世帯主以外の加入者数） ●単身世帯の方は、該当しません	5割軽減	21,571円	5割軽減	21,571円
33万円＋（35万円×世帯の加入者数）	2割軽減	34,514円	2割軽減	34,514円

例) 年金収入168万円の1人世帯の軽減判定の所得の求め方



特別控除額

65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を差し引いた額で判定します。



「ふるさとまちづくり振興事業」を盛り上げたい！

企画財政課 企画係

TEL 2・1214

「ふるさとまちづくり振興事業」とは、町民の皆さんが個人や団体で取り組まれる、地域のもつ「自然や文化・歴史」を活かした諸活動を行うために必要な備品等の購入や地域の特色ある景観の保存と創造を目的とした維持管理費用、さらには地域間交流・国際交流をはじめとする人材育成のために行う国内外の研修事業への参加等に対して、町が助成を行う制度です。

対象事業の概要は、次のとおりですが、「ちびっこ探検学校ヨロシ参加事業」をはじめめとし、これまでに37件の事業に助成しています。

本事業の助成を希望される個人・団体の方は、役場企画財政課企画係までご相談ください。

■対象事業の概要
○本町における伝統的かつ継承が必要な文化活動の活発

化や掘りおこしをするため、地域がもつ素材を活用し、広く町民の意識を高めるための諸事業。

○本町がもつ素材をもとに、地域に密着したユニークで新たな文化の創造を行い、住民の連帯感やまちづくりの意識高揚につながる日常的な実践活動で、創作、発表、奨励、普及などの諸事業。

▼助成事業者
個人・団体
ただし、文化連盟などの上部団体は除く。

▼対象経費・補助率
事業を行う上で必要と認められる備品等。ただし、更新については、耐用年数が経過したものとし、特に必要と認めるものとする。
補助率2分の1以内

○街並み、自然等、地域の特色ある景観などの保存及び地域の生活文化に関連した新たな景観づくりなどを進め、ゆとりと潤いのある地域づくりを推進する諸事業。

▼助成事業者
個人・団体

▼対象経費・補助率
事業を行う上で必要と認められる維持管理費用。
補助率2分の1以内

○都市との地域間交流や諸外国との交流などを通じ、本町の将来を考えながらふるさと運動を推進していくための人づくりを推進する諸事業。

○新たな発想のもとに地域の生活、文化、福祉、スポーツ、産業等の地域振興を目的とした先導的な取り組みなどの調査研究及び指導者等の技術習得をすることにより、ゆとりと潤いのある地域づくりを進める事業。

▼助成事業者
個人・団体

▼対象経費・補助率
ただし、国内研修・国外研修それぞれ1回限りとする。
(推進委員会が推奨する事業への参加は1回に限り回数に含めない)
研究に伴う旅費、宿泊費及び交流・研修に要する費用。
補助率 学生2分の1以内
大人3分の1以内



定額給付金に関するお問い合わせは

「佐呂間町定額給付金給付係」への直通電話は5月20日をもって廃止しましたので、今後、定額給付金に関するお問い合わせ等は、役場町民課(TEL 2・1213)へお願いいたします。



民生委員・児童委員が厚生労働大臣から委嘱されました

保健福祉課 福祉係

TEL 2・1212

欠員となっていました富武士地区の民生委員・児童委員として渡辺好則氏が厚生労働大臣から委嘱されました。

民生委員・児童委員は町内の担当地区において、住民の立場に立って生活上の様々な問題を抱えている人の相談、支援にあたる方です。何かお困りのことがありましたらご相談ください。



児童手当現況届を提出しましょう！

保健福祉課 福祉係

TEL 2・1212

■対象者

現在、小学校6年生までの児童がいる世帯。(対象者にはご案内の通知をいたします。)

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、児童手当の支給を引き続き受ける要件があるかどうかを確認する

ための大切な届です。

必ず期限までに、次の関係書類等をご持参のうえ提出してください。

この届を提出されない場合、受給資格があっても児童手当を受給することができなくなります。

■受付期間
6月12日(金)～26日(金)

■手続き先
役場 保健福祉課 福祉係、若佐支所、浜佐呂間出張所

■持参する物



平成21年度巡回教育相談の実施について

教育委員会 学校教育係

TEL 2・1294

○印鑑
○保険証(厚生年金に加入している方のみ)
○平成21年1月1日以降に佐呂間町に転入された方のみ、「平成21年度児童手当所得証明書」が必要になります。

毎年、就学前児の保護者及び教育の場の変更に関する相談を希望する保護者、特別な事情があり相談を希望される方は、北海道立特別支援教育センターによる巡回教育相談を実施していますので、希望の方は、次によりご連絡願います。日程等詳細は、直接お知らせいたします。

■申し込み期限
6月29日(金)
■連絡先 佐呂間町教育委員会 管理課 学校教育係

旧公用車を売却します

■車両

ホンダトゥデイ 軽自動車(バン)

■年式規格

平成9年4月登録、656cc、2WD(FF)、4速マニュアル

■走行距離 約91,400km

■売却金額 36,000円(税込み)

■売却条件

- ①町内在住の個人、または町内に事業所がある法人。
- ②売買契約日から20日以内に名義変更または登録抹消を完了する。
- ③車体にある「佐呂間町」の文字は必ず消すこと。
- ④車検・消耗品等の車両に係る費用は全て自己負担とする。

■申込期限

平成21年6月30日(火)までに総務課管財係へ申込書を提出願います。(申込用紙は総務課管財係に用意しています。)

※ 申込者が多数の場合には抽選を予定しています。

■その他

この車両は車検が切れています。車両を見たい場合には連絡願います。

■お問い合わせ

役場 総務課 管財係 TEL 2・1211





住宅の建築費、改修費の一部助成

佐呂間町住宅建設促進事業

経済課 商工観光係
Tel. 2・1200

町では、持ち家住宅の促進と町内建設産業の振興、雇用の安定を図るため、町内の建設業者により、個人住宅の新築、増改築、改修費の一部を助成しています。
住宅の新築等を検討されている方は、まずご相談ください。

■期間

平成21年4月から平成26年3月まで

■対象者

- 町内に居住されている方
- 町外から定住を目的に転入される方
- 助成対象住宅に引続き5年以上居住することを確約する方

■対象となる住宅

○町内の建設業者により、個人の住宅を町内に新築、増

築、改築、改修する住宅
○既存住宅の改修については、改修費用が50万円以上のもの（消費税を除く）

※住宅改修については、次の工事が対象になります。

- ◇主要構造部の耐久性及び安全性を向上させる工事
- 基礎・土台・梁・柱等の改修、筋かい・火打ち等による構造補強、外壁・屋根の改修又は塗装
- ◇住宅の性能の向上させる工

事
間取りの変更、段差解消、断熱改修など

※対象にならない改修工事のみを取り替える工事

- ◇内装仕上げ材(床材、壁紙等)
- ◇住宅改修を伴わない設備機器(給湯器、暖房機、洗面台等)の設置や取替
- 助成の内容
- 新築、増築、改築については、1㎡当り 15,000円
- ※限度額200万円

・改修住宅は、改修費の10分の1 ※限度額100万円

○増改築を伴う改修工事 ※限度額200万円

- 交付の条件等
- 同一住宅及び同一人について1回限り
- 移転補償等による新築、改修でないこと
- 対象者と同居する全ての者が、町税等を滞納していないこと
- 工事着手前の住宅



農林水産省から食品を製造・加工する皆さまへ JAS法に基づく加工食品の表示

加工食品のうち、パックや缶、袋などに包装されているものには、次の6項目を表示します。また、これらの項目に加えて生鮮食品に近い品目と個別に定められた品目については、原料原産地名の表示が必要です。

- ①名称 その内容を表す一般的な名称を記載
- ②原材料名 使用した原材料を食品添加物とそれ以外に区分して原材料に占める重量の多いものから順にすべて記載
- ※原材料原産地名 生鮮食品に近い主な原材料(原材料に占める重量割合が50%以上のもの)の原産地を記載
- ③内容量 重量(重さ)、体積または数量を単位を明記して記載
- ④賞味期限 賞味期限を記載、品質劣化が早いものなどは消費期限として記載
- ⑤保存方法 必要な保存方法を記載
- ⑥製造者等 製造業者等の商品の表示に責任を持つ者の氏名または名称及び住所を記載



※農産物漬物、みそ、ジャム類、トマト加工品など 51品目については、個別に品質表示基準が定められていますので、該当する品質表示基準に従い表示することになります。

【お問い合わせ】

北海道農政事務所 表示・規格課 Tel. 011・642・5490
北海道農政事務所 地域第7課 Tel. 0157・23・4171



国有林を訪れる際のお願い

日ごろより、国有林事業の運営に際し、ご理解ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。行楽シーズンを迎え、国有林を訪れる方も多くなってきました。

国有林内で安全で楽しい一時を過ごしていただくために、次についてご留意ご協力をお願いいたします。

○立入制限の表示がある区域には、絶対に立ち入らないでください。

○動植物の保護にご協力ください。

○樹木を損傷したり、林産物を窃取した場合は、法により罰せられます。

○保安林内では、樹木の損傷、下草の採取等が禁止されています。

○歩道、広場などの区域外への立ち入りは控えてください。

○休息などで立ち止まる場合には、落下する枝がないか、落石の危険がないかなど安全な場所であることを十分に確認してください。

○登山は自己責任が原則です。天候や登山情報を確認し十分な装備で、登山計画を家庭、登山地域の警察署など

に提出の上、入山してください。

○悪天候のときは、入林を控えてください。

○ゴミの持ち帰りにご協力ください。

○タバコなどの火の始末にご協力ください。

網走中部森林管理署

「かかりつけ薬局」を持ちましょう

その2 「かかりつけ薬局」ってどんなことをするのか

○ 薬の服用歴や副作用歴・アレルギー歴などの記録を作成し、その記録と照合して安全を確認しながら調剤します。

薬の重複投与や飲み合わせによる副作用などの未然防止が図れます。

市販薬や健康食品などとの飲み合わせも確認できます。

○ 薬の服用について気をつけることを説明し、必要に応じて文書を出します。

○ 受診したすべての病院・診療所(医院)・歯科診療所の医師(又は歯科医師)の発行する処方内容について詳しく知ることができます。

○ 服薬指導(薬の飲み方、使い方、副作用など)をいつでも受けられます。

○ 処方せん薬のみならず市販薬の副作用情報などを含め、健康に関する相談や情報提供が受けられます。

○ 「かかりつけ薬局」を持つメリットによって、あなたが適正・適切に薬を使うことができ安心して健康な生活を送ることができます。

■「おくすり手帳」を持ちましょう。(お薬手帳は、薬局でもらえます。)

おくすり手帳には自分の飲んでいる薬等が記録され重複投与や飲み合わせによる副作用を未然に防止でき、また、ふだん持ち歩くことで、自分の使っている薬を正確に伝えることができます。

■わからないことについては、紋別保健所(Tel. 0158・23・3108)に電話等でお気軽にお尋ねください。

次回(その3)「かかりつけ薬局」はどのように選べばいいの?を掲載します。

遠軽駐屯地創立58周年記念行事のご案内

■日時 21年6月21日(日)
午前9時～午後2時30分

■場所
陸上自衛隊遠軽駐屯地
遠軽町向遠軽272

■主な催し物
記念式典、訓練展示(空挺降下含む)、音楽・太鼓演奏、装備品展示、体験試乗、エアドーム、ミニ快速列車試乗など

○野外売店多数
○荒天時の場合、内容が一部変更になります。

■お問い合わせ
陸上自衛隊遠軽駐屯地第25普通科連隊広報班
TEL 0158・42・5275
(内線295)

税務職員募集のお知らせ

札幌国税局では、税務職員を募集しています。税務職員は、人事院が実施する国家公務員採用Ⅲ種(税務)試験の

最終合格者の中から採用されます。

■受験資格
昭和63年4月2日から平成4年4月1日生まれの方

■試験の程度
高等学校卒業程度

■受験申込期間
6月23日～6月30日

■受験申込先
〒060・0042
札幌市中央区大通西12丁目
人事院北海道事務局
TEL 011・241・1248

■第1次試験(教養試験・適性試験・作文試験)
9月6日

■第1次試験合格発表日
10月8日

■第2次試験(人物試験・身体検査)
10月15日～10月22日までのうち指定する1日

■最終合格発表日
11月11日

■お問い合わせ
○札幌国税局人事第2課採用担当
TEL 011・231・5011
○北見税務署総務課
TEL 0157・23・7151

平成21年度全国安全週間

平成21年度全国安全週間が6月1日から6月30日までを準備期間、7月1日から7月7日までを本週間として実施されます。

この機会にそれぞれの職場において経営トップの安全パトロール、労働者の安全意識高揚、リストアセスメント等を実施しましょう。

■お問い合わせ
北見労働基準監督署
第二課安全衛生係
TEL 0157・24・7406

来春の新規高等学校卒業予定者の求人申込をお早めに

ハローワークでは、平成22年3月新規高等学校卒業予定者にかかる求人について6月20日から受理を開始します。企業の将来を担う新卒者の採用については是非ご検討いただき、お早めにハローワークへ求人のお申込みをお願いします。

町営住宅空家状況

5月20日現在の町営住宅の空家状況をお知らせします。入居申込等については、建設課管理係(TEL 2・1210)までお問い合わせください。

- 西富団地
2階2LDK(2階) 1戸
14,500円
 - 2階3LDK(2階) 1戸
16,600円
 - 若佐団地
1階2DK 2戸
5,200円
 - 若里団地
1階3DK 1戸
9,100円
 - 米団地
2階3LDK(1階) 2戸
15,300円
- ※印は、60歳未満でも単身入居可能な住宅です。

中小企業の皆さんへ

中小・小規模企業を全力をあげて応援します!
新たな経済政策を決定

- 資金繰り支援をさらに拡充
○緊急保証の枠を20兆円から30兆円に拡大。
- セーフティネット貸付の枠を10兆円から15・4兆円に拡大(内、商工中金の危機対応業務は0・9兆円から3・3兆円に拡大)
- 小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)の返済期間、融資限度額を拡大
- ものづくり、販路拡大などを支援
- ものづくり中小企業の有する基盤技術の高度化に対する支援を強化
- 商店街の取り組みを応援
○空き店舗を活用した託児所の設置など、社会課題に対する取り組みを支援
- 雇用維持に取り組み中小・小規模企業を支援

雇用調整助成金の支給の迅速化、簡素化を推進

○中小企業が実施する人材確保、育成のための「実践型研修」は、雇用調整助成金や中小企業緊急雇用安定助成金の対象となります。

■経済危機対策における税制改正
○交際費等の損金不算入制度について、資本金1億円以下の法人の定額控除限度額を100万円から600万円に引上げ、交際費課税を軽減します。

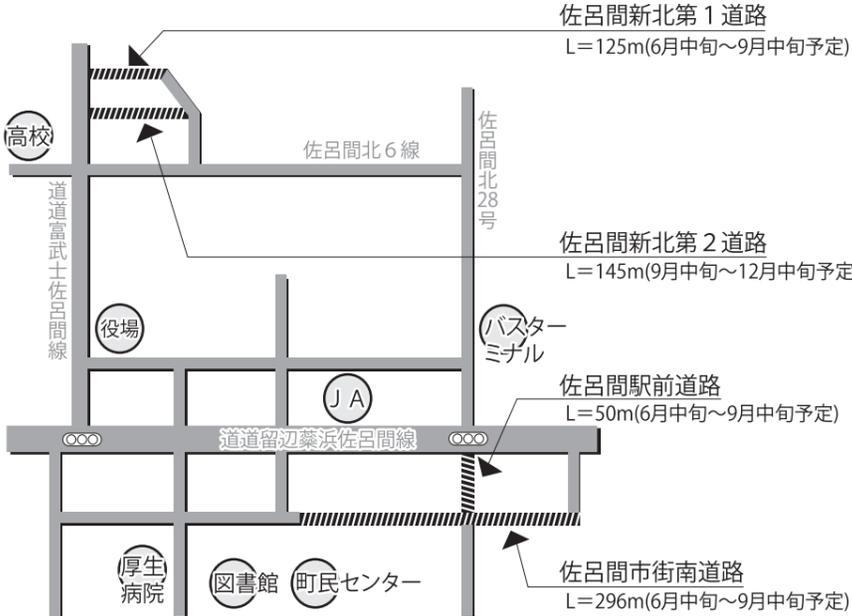
お問い合わせ

北海道経済産業局中小企業課
TEL 011・709・1786

道路工事にご協力ください!

建設課 土木係
TEL 2・1210

本年度の道路整備として、昨年からの継続となる佐呂間



市街南道路、佐呂間新北第1道路、そして新たに佐呂間駅前道路、佐呂間新北第2道路の改良舗装工事を次のとおり行います。

工事期間中は、大変ご迷惑をおかけしますが、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。